

7. 男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（平成12年9月男女共同参画審議会答申）（抜粋）

第2部 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

男女共同参画ビジョン後の状況の変化に応じた今後の取組

1 男女共同参画を推進する社会システムの構築

(1) あらゆる社会システムへの男女共同参画の視点の反映

【視 点】

基本法では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないと規定している。我が国の社会制度・慣行の中には性別による固定的な役割分担を前提とするものや、それ自体は明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立的に機能しないものが残されている。こうした社会制度・慣行について、男女共同参画の視点に立って見直していく必要がある。

また、基本法では、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないと規定している。これは、国、地方公共団体の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策ではなくても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、必要な対応をとるべきことを意味している。

これまでのような、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を狭義の意味での男女共同参画関連の施策と呼ぶのであれば、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策は広義の意味での男女共同参画関連施策と位置付けられる。そして、今後は、従来の狭義の施策に加え、広義の施策をも視野に入れた取組が必要となる。

【具体的な取組】

我が国の社会制度・慣行には、男女が置かれている立場の違いなどを反映し、あるいは、世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能していないものが少なくない。このため、男女共同参画の視点に立って、これらが中立的に働くような方向で見直しを行う必要がある。例えば、夫婦同氏制など家族に関する法制や配偶者に係る税制、国民年金制度における被用者の被扶養配偶者（第3号被保険者）、遺族年金の在り方や夫婦間での年金権の分割、健康保険制度における被扶養配偶者（介護保険制度の第2号被保険者を含む）の扱い、税制や社会保障制度の所得限度額を目安として決められることがある企業の配偶者手当等、個人のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つものについて、個人の選択に対する中立性の観点から総合的に検討を行い、世帯単位の考え方を持つものについては個人単位に改めるなど、必要に応じて制度の見直しを行うべきである。また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要である。それに資するため、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う必要がある。

さらに、女性従業員のみへの制服の着用など、様々な慣行の中でも、性別による偏

りにつながるおそれのあるものは、国民一人一人が積極的に見直していくことが望まれる。

政府の企画・立案、実施する施策は、女性と男性に対して異なる影響を与えるなど、男女共同参画という視点から無視し得ない影響があり得ることから、男女共同参画社会の形成を促進していくためには、施策の企画・立案、実施に際して、そのような影響を考慮することが求められている。このため、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について効果的な調査手法を確立し、的確な調査を実施していく必要がある。

施策の企画・立案に資するため、統計資料について、実態把握のための男女別統計の充実を図るとともに、外部による分析・研究を可能とするため、プライバシー保護に配慮した上で、統計データを可能な限り公開していく必要がある。

推進体制の整備・強化

1 国内本部機構（＊１）の組織・機能等の拡充強化

【視 点】

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広範、多岐にわたり、また、あらゆる政策分野において男女共同参画の視点を反映させる必要がある。したがって、男女共同参画社会の形成のための取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進するためには、その基盤となる国内本部機構の組織・機能の整備・強化が重要である。国際的に見ても、1975年（昭和50年）の国際婦人年以来、累次の世界女性会議等で国内本部機構の重要性が常に指摘されている。

我が国においても、こうした国際社会の動きに対応して、国内本部機構の整備が着実に図られ、男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）、本部員：全閣僚）と男女共同参画審議会とが、男女共同参画社会の形成の促進のための施策を展開するに当たり、いわば「車の両輪」として機能している。

平成13年1月6日に移行が開始される中央省庁等改革においても、男女共同参画社会の実現の重要性にかんがみ、新たに設置される内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う男女共同参画会議が設置されるとともに、併せて内部部局として男女共同参画局が設置されることとされており、これまで以上にその推進体制が充実・強化されることとなる。

男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられている中で、充実・強化されることとなる推進体制の機能を最大限に有効に発揮するため、その的確な運用を図ることが最も重点的に取り組むべき課題の一つとして位置付けられる。

【具体的な取組】

平成13年1月6日に移行が開始される中央省庁等改革においては、内閣府設置法（平成11年法律第89号）及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）により、内閣に内閣総理大臣を長とする内閣府を新たに設置することとされている。内閣府の任務として、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること、また、その任務を達成するため、男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総

合調整に関する事務等を所掌することとされている。さらに、男女共同参画審議会が廃止され、内閣府に新たに設置される男女共同参画会議（*2）にその機能が発展的に継承されることとされている。男女共同参画会議は、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして、内閣官房長官を議長とし、各省大臣等と有識者から構成され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等を行うこととなっている。

中央省庁等改革に当たっては、男女共同参画会議が国内本部機構の重要な機関として、その機能を最大限に発揮するよう運営に配慮することが必要である。その際、会議に男女共同参画に識見の高い学識経験者や民間女性団体などの国民の幅広い意見が十分に反映されるよう配慮することが特に重要である。

平成12年5月に閣議決定された内閣府本府組織令では、内閣府に、男女共同参画社会の形成の促進に関する企画立案及び総合調整等を主な所掌事務とする男女共同参画局が設置されることとされている。この男女共同参画局が総合調整機能を的確かつ効果的に発揮することが重要である。また、中央省庁等改革後も、引き続き国内本部機構が全体として有効に機能するよう、改革後の各省庁における男女共同参画担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、相互の連携を確保することが必要であり、そのためにも、男女共同参画局が中核としての機能を発揮することが期待される。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（影響調査）については、効果的かつ的確に実施することが重要であるが、その際、総務省や各省庁が行う政策評価との関係にも留意する必要がある。

特に、影響調査については、効果的な調査手法を確立し、的確な調査を実施していく必要がある。また、影響調査の実施に当たっては、男女別の統計の把握が不可欠であり、各分野の各行政機関がその一層の充実に努めるべきである。

（*1）国内本部機構：1987年に国際連合事務局が主催した女性の地位のモニタリング及び向上のための国内本部機構に関するセミナーでは、「女性の地位向上を取り扱う機構として政府が認めた単一の組織又はしばしば異なった当局の下にある数種の組織の複合体」と定義されている。我が国では、男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会（平成13年からは男女共同参画会議にその機能が発展的に継承される。）及びこれらを支える事務体制等が国内本部機構としてとらえられている。

（*2）男女共同参画会議：平成13年1月に予定されている中央省庁等改革に伴い、「重要政策に関する会議」の一つとして、内閣府に設置される機関。男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐ。内閣官房長官を議長とし、議員は24人以内で、各省大臣等（内閣総理大臣の指定する国務大臣）及び学識経験者（各省大臣等の人数以上）で構成される。

男女共同参画会議の所掌事務としては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等が規定されている。（中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号、平成13年1月6日施行））